平成２６年（フ）第３４１３号
東京都中野区本町６丁目20番９号
破産者　株式会社ロイスハウス
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４１４号
東京都武蔵野市桜堤１丁目２―12―1004
破産者　土井　和己
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４１５号
東京都武蔵野市緑町２丁目３－Ａ５―303
破産者　貞國　哲雄
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５０４号
東京都足立区中央本町４丁目13―20―408
破産者　関口　　昇
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５０５号
東京都足立区中央本町４丁目13―20―408
破産者　関口喜代美
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６８０号
東京都足立区新田３丁目37―13―1603
破産者　山田　洋子（旧姓倉橋）
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０６１号
東京都文京区小日向４丁目５－６―202
破産者　伊藤　正二
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３１０号
東京都台東区日本堤２丁目23―13―102
破産者　平間　昌雄
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３１１号
東京都台東区日本堤２丁目23―13―102
破産者　平間　壽子
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３１３号
東京都台東区東浅草２丁目17―16―402
破産者　田村　雪枝
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３３５号
東京都杉並区井草１丁目39―２―201
破産者　築城　和幸
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３６７号
千葉県市原市青柳37―９
破産者　三宅　由孝
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３７２号
東京都江東区木場２丁目２―10―304
破産者　千葉　　仁
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３７３号
東京都足立区六木３丁目４－４
破産者　萩原　　進
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３７７号
千葉県船橋市習志野台８丁目18―16―510
破産者　佐藤　仁美
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３７９号
東京都足立区東伊興２丁目11―12
破産者　中場　裕一
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４１９号
東京都葛飾区水元１丁目15―６―102
破産者　宮田　憲一
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４２０号
東京都葛飾区水元１丁目15―６―102
破産者　宮田　洋子
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４４４号
東京都杉並区方南１丁目30―10
破産者　寺井　康裕
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４４５号
東京都杉並区方南１丁目30―10
破産者　寺井　公子
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４５４号
東京都調布市入間町１丁目27―11　第３しげるハイツ202
破産者　金指　　明
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４５５号
東京都調布市入間町１丁目27―11　第３しげるハイツ202
破産者　金指　清美
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部